

山武市総合教育会議設置要綱

平成27年7月1日山武市告示第100号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定により、市長及び教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本市教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的な教育行政を推進していくため、山武市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第1条の4第1項の規定により、次に掲げる事項に関する協議及び事務の調整等（以下「協議等」という。）を行う。

- (1) 山武市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- (2) 山武市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき措置
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(構成員)

第3条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議)

第4条 会議は、市長が招集し、会議の議長となる。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- 3 会議において、その構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員はその調整結果を尊重しなければならない。

(意見の聴取)

第5条 会議は、第2条の協議等を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議等に関する意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれのあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(会議録の作成及び公表)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく会議録を作成し、これを公表するものとする。

2 会議録の公表は、会議に出席した構成員及び意見聴取した者による議事内容の確認後、前条ただし書により非公開とした部分を除き、山武市公式ホームページに掲示することにより行うものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 会議において、構成員の事務の調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(傍聴)

第9条 会議の傍聴については、山武市教育委員会会議傍聴規則（平成18年山武市教育委員会規則第3号）の例による。

(説明員)

第10条 会議は、必要に応じて関係する職員を同席させることができる。

(事務局)

第11条 会議の事務局は、教育委員会事務局教育部教育総務課とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年7月1日から施行する。